

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認を行う体制が整いました。当院では受診された患者様の薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な情報を取得・活用する事により、質の高い医療の提供に努めて参ります。

健康保険法施行規則第 53 条等により、医療機関を受診する際には毎回健康保険証を提出しなければならないとされており、加えて特定健診等情報や診療・薬剤情報の閲覧のため受診の際に毎回同意を頂くこととなりますので通院の際は毎回ご提示をお願い致します。

令和 5 年 6 月 12 日より厚生労働省の定める下記の点数が加算されます

加算：1 初診時に通常の保険証を持参した場合 6 点

加算：2 初診時にマイナンバーカードを利用して受付した場合 2 点

加算：3 再診時にマイナンバーカードを持参しなかった場合(月 1 回) 2 点

※持参時でもマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しない場合も加算の対象となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いします。

しおかわレディースクリニック
院長